婦人と新社會

山田わか主筆

六月號

人生の悟り

母性保護法の過去及び現在

法律的誤診
―竹内女史の受難に附て―

―編輯の後―

昭和四年五月二十三日印刷納本

昭和四年六月一日發行　第百拾壹號　毎月一回一日發行

東京市　婦人と新社會社　發行

UNIVERSITY OF MICHIGAN
Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

人生の悟り

キラリと一ツ最初に現れた星は美しい。星と目との最初の接觸の瞬間は——前に幾度も見たことがあるのであるにも拘らず——一種の驚きであり、新らしい感じである。

一ツのスミレの新芽を發見した時にも同じ感じである。そこには前年多數のスミレが咲いてゐたことを理性は承知してゐても、併し、感じには、恰かも其れが始めて其處に生れ出たよう、そして、そこに光りを見出したようなのである。

人生の悟りとはさう云ふようなものであらう。即ち、普通のもの〻うちに新味乃至光りを發見することであるように思へる。

母性保護法の過去及び現在

英米の婦人運動は『女權擴張』を標語に、西歐洲の婦人運動は『母性保護』を標語として進んだのでした。この二ツの潮流は相衝突するやうな性質のものではなく、むしろ、お互ひに助け合ふやうになつてゐるのは勿論です。

丁度、參政權運動が米國のスザン・アンソニー女史によりて始められ英國のパンクハースト夫人及び米國のキャット夫人によつて完成されたやうに、母性保護運動はスイデンのエレン・ケー女史に始まつて獨逸のルース・プレー夫人によつて完成されて居ます。

プレー夫人はライプチッヒのサクセンドルフホテルに於て母性保護同盟會を組織しましたが、それは一九〇四年十一月十二日で、そして、この時に『母性保護』と云ふ言葉が發明されたのです。

この母性保護同盟會が始めて生れた時には、政府も社會も、それを道德の破壞者として呪つたものですが、併し、母性を保護して、つまり、母の生活を安全ならしめ、子供を生みの母に付けて置くことの社會上の利益は追々と實現して來たものですから、歐洲大戰爭の結果としていろ／＼の種

類の子供が生れて、政府が其れ等の子供の處置は困つた時に、それに付ての相談を受けたものは先づ此の母性保護同盟會でありました。

○

母性保護法の精神は如何なる場合にも母子が分離することは、その母子のため、且つ、國家のため決して有利でないと云ふ信仰の上にあります。

一家分散して、いろ／＼の不幸を生み、幾多の禍がかもされてから國家が手を出すよりも、それ等の不幸が生れない先きに、それ等の禍がかもされない先きにその一家をまとめて置く方が遙かに有利であると云ふことは最早議論の餘地はありません。

他人の有福な手に育てられるよりも、たとへ、貧弱な經濟狀態でも、母の手に育てられる方が、子供にとつてはより幸福であり、從つて、道德的に生理的により良好な發育を遂げ得ると云ふことは誰でもが認めてゐる事實ですから、經濟上の理由で分離しなければならなくなつた母子に國家をして生活費を支給せしめようとすることに最も至當な要求であります。

國民の家庭生活を健實にすると云ふことがあらゆる社會運動の目的である筈ですが、凡ての其れ等の運動中で、母性を國家に保護させようとする運動程、重要、且つ、興味ある運動はありません。なぜなら、それは捨てゝ置けば分散の悲運に到達しなければならない家族を經濟的に維持し、冷たい他人の手に移されようとする子供を溫い母のふところに抱かせて置き、優良な國民を造らうとするるのです。

今までは、家庭が全然破壞され、一家離散し、母は不幸のどん底に泣き、溫い母のふところを失つた子は、心がひがみ不良となり惡人となつてから、政府はそれ等の不良乃至惡人のために莫大なる支出をしてゐました。けれども、さう云ふ無干涉乃至放任主義が國民自身のためにも國家のためにも非常な不利益であると云ふ處に人は徐々と氣が付いて來ました。

義務敎育令を施行し、幼國民の營養狀態を注意し、幼年工の勞働狀態を監視する此の精神は胎兒及び嬰兒にまで延長して行かなければならず、胎兒嬰兒の利益を考へることは等しく母體の利益を考へることであると云ふ風に考へられて來たのです。家長制度が其の權威を失ふに從つて自活出來ない幼少年の生活に對しては國家が其の責任を負ふべきである、殊に、兩親が其の責任を果し得な

い場合ひには國家が親に代つて其の責任を繼續すべきであると云ふ社會的信念が現代に於て生れたのです。

昔の個人主義的放任主義の哲學は依然とその權威を揮はふとしてゐるけれども、併し、現時の傾向は國民の苗床である家庭を何處までも維持し、そして、家庭の作用の一層の成功を期すために政府が補助すべきだと云ふ方向に時代の趨勢は進みつゝあります。そして、現代の勞働狀態は、父一人の收入ではとうてい大家族は養ひきれないと云ふ事實が其の氣運を大いに進めてゐます。

或る狀態にある母に政府から生活費を支給してゐる即ち母の年金制度を施行してゐる國々を擧げて見るなら、それは、獨、佛、英、米、ニユージーランド、キヤナダ、デンマーク、ベルジアム、スイッツルランド、ロシヤ、スイデン、ルーマニヤ、オランダ及びノールウエー等であります。これ等の國々に於ては、幼兒を托兒所のような處に預けたり其の外とにかく母の手から幼兒を離すことの大なる不利益を公私共に認めたからであります。

世界大戰の終り以來歐洲の小さい國々までもが何等かの形式の母性保護の立法を發布しましたが、母性保護の國家的設備に付て諸國の法律を調べて見ると、その方法は甚しく異つて居ります。

そして、その異つた母性保護の組織は次の五ツの種類に分類することが出來ます。

第一、雇主、被雇人、時としては國家が分擔する强制的病氣保險のうちに母性保險を含めてゐる。

第二、國家によつて補助され、管理されてゐる任意病氣保險のうちに母性保險が含まれてゐる。

第三、國民的病氣保險制度がなく、强制的母性保險のみがある。

第四、國庫から母に直接附與の形式に於て保險なき母性への扶助。

第五、姙娠中及び出產後或る期限の間醫藥看護その他必要に應じての補助。

第一と第二は最も一般的な組織で、これは歐洲二十五ケ國に於て現に實行してゐます。

第三の組織はイタリーとスペインに限られてゐます。

第四はゴー州とフランスに於て設定されてゐる組織です。

第五はニユージランドと合衆國に於て行はれてゐる組織です。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ドイツやイタリー、オーストリヤとは異つてフランスは姙娠中と出産の後まで母の扶助金を規定する保險組織は發達させこゐなかつた。併し、ズツト以前、即ち、一八七四年頃からフランスは産前産後の母に補助又は保護を與へる或る方法を規定するための法律が計畫され始めてゐました。そのうちには嬰兒の看護法まで規定されてゐました。それから、一八九二年には助産婦を規定する法律が造られ、一九〇〇年には姙婦や一年未滿の子供を世話する會院に國家から保助金を與ふる委員を造つたのでした。

一九〇四年には兩親が適當に子供を世話することが出來ず、そして、子供を捨てると云ふような誘惑があり得る場合ひに於ては嬰兒のために一時的の扶助を爲す組織を規定しました。それから、一九一三年にはもう一歩進んで自分で働いて生活してゐる婦人には産前産後八週間一日凡そ二圓より少なからざる扶助金を國庫から與へる規定をしました。そして、もし、その母が自分の手で子供を養育するならば一日五十錢增しでした。この法律は猶又その婦人の雇主に出産後四週間以内に雇ふことを禁じました。この政策の動機はフランスに於ける嬰兒の高度な死亡律を減少させることが目的でした。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

この議案が衆議院に於て討議中巴里の相互母性保護協會の保護を受けてゐた小兒の死亡律は十パセントから三パセント八分までに減少してゐたに反して、一九一〇年に於て巴里に於ける、母性保護協會の保護を受けてゐない凡ての嬰兒の死亡律は十五パセントであつた事實が提出されました。そこで高度の出産律を奬勵するために一九一三年の法律はもし家族に十五歳以下の子供が四人乃至五人あるならばその家族には年金を與へると云ふことを規定しました。そして、月給或ひは女中をして生活してゐる婦人は此の法律の保護を受ける權利があるのです。後に此の法律は軍人の妻をも含めるように訂正されました。この法律中には生活の手段の無い者と云ふ言葉があつて、そして、それは月給又は日給生活者と云ふ意味に解釋されました。そこで、農村婦人は主もに月給取りでないために都會に住んでゐる母のように、國家の補助を眞に必要とするものも此の法律の保護から除外されてゐると云ふかたちになつてゐます。

○

合衆國ミゾリー州は一九一一年に母子に扶助金を拂ふことを規定する始めての法律を造りまし

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

た。かような立法の結果がいゝか惡いかに關して多くの經驗ある社會事業家の懸念があつたにも拘らず、幼兒を抱へた母に扶助金を與へねばならぬと云ふ觀念は合衆國全體を通じて贊成を得ました。そこで一九一一年には四州を除くの外合衆國全體が母の年金に對する或る種類の法律を造りました。此の法律に對する人氣はどこにあつたかと云ふと、子供は集合的に養育されるよりも家庭に母の傍に居ると云ふことが國民將來のために遙かにいゝと云ふ一般信念から來てゐます。子供が不良になつてから感化院に入れて金を使ふよりも、子供の世話をする母に支拂つた方がよい。家庭と云ふ環境が子供の健康のためにも通常の德義心の發達のためにも最上であるにも拘らず生活費の理由のために母から子供をひきはなすことは決して正當ではないと云ふことが明らかになつたからです。

〇

我が日本に於ても、母子扶助法はとにもかくにも今年の第五十六議會に於て衆議院を通過しました。が、私のまことに不滿に感ずる點は、その實施期限を明示せず、唯、法案だけを提出したので

あることゝ、これから、老衰者や不具廢疾の救護法案の中へ其れをひつくるめたことであります。
その救護法案なるものを次に擧げて見るなら、

第一條　左ニ掲グル者貧困ノ爲生活スルコト能ハザルトキハ本法ニ依リ之ヲ救護ス

一、六十五歳以上ノ老衰者。

二、十三歳以下ノ幼者。

三、姙産婦。

四、不具廢疾、疾病、傷痍其ノ他精神又ハ身體ノ障碍ニヨリ勞務ヲ行フニ故障アル者。

と云ふのです。

が、一體、母性保護乃至母子扶助法は老衰者や不具癈疾と同一視すべきものではありません。老衰者や不具癈疾は純然たる救護でありますけれども、母性保護は不良乃至惡人を未然に防ぎ、優良なる國民を創造して行かうとするのでありますから、救護法の中にひつくるめることは當を得てゐません。一方は全然回收する見込みのない費用であるに反して、これは回收して餘まりがある、此の方面の支出が多ければ多い程、不良乃至惡人を少なくし、優良なる國民を多くすることになるの

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ですから。

赤子の精神は其の肉體と同じようにやわらかなものでして一寸した動揺も直ぐに感じて其の精神にヒヾが入ります。又はショッコになつてしまいます。其れを保護して針の先き程のキズも付けないようにして育て上げる事の出來るものは親の殊に母親の愛情より外にはありません。もの云はない赤子の顏色を見て、其の子の滿足不滿足を見わけ、子供の喜びは自分の喜び子供の苦痛は直接自分の苦痛のように感じて子供の安全を命にかけても計るような事が母でなくて誰に出來ませうか。

子供は人の生命が注入される度によつて優良になります。人の生命が少しも注入される事なく、生きて居ても居なくてもどうでもいゝようにほうりばなしにされて育てられた子供は到底まツすぐには育ちません。人の生命が多く注入されゝばされただけ、それだけ子供は有益な偉い人物になります。そして、喜んで自ら進んで自分の生命を子供に注入しようとするものは子供の親です。殊に母親です。母親の生命が愛情となつて子供に注入されるので子供は安全に發育します。母親の愛情につゝまれるので子供の精神はイヂケルような事もなく持つて生れた個性を發達させて行く事が出

來ます。

動植物にはない、人間計りが持つ事の出來る此の個性は半年や一年のうちに發達しきるものではありません。長い〳〵間續く母子關係が此の仕事を完成させるのです。母子關係の續く期間の短い動物には進歩がありません。これに反して此の母子關係が長いと云ふ事が人間の進歩のモトイなのです。

此の貴い、親の愛情を缺いたのでは、如何に設備が完全であつても、あらゆる新智識が集められてあつても要するに其れは生命のない機械計りです。機械計りでは本當の意味の貴い人間は出來ません。其處で造られるものは人間のカス計りです。品物のでき損ひやカスは役に立たなければ捨てゝしまへばよろしい。人間のカスはそうは行かない。のみならず、其のカスは大抵の場合ひ社會の大きな厄介者であるか、或ひは、又、社會に大きな害毒を流します。

たまには他人の子供に對しても我が子に對すると同じ程度の愛情を現し得る人もあるかも知れません。けれども、其れは暗の夜に星を探す位ひにまれなものでありませう。到底、其の僅かな人の愛情が大勢の子供の上に行きわたる筈のものではありません。孤兒院なども、始めは、本當に子供

のために厚き涙を流した篤志家が始めたものに相違ありません。けれども、其の篤志家一人の手で幾人もの子供の世話が出來る筈のものではありません。自然、多くの助手が必要になつて來ます。そして、其の結果、孤兒の生活の憐れなものである事は誰でも知つてゐます。

○

それから、もう一ツ云つて置きたい點は、我が救護法案のうちには「救護は本人居住地の町村長が行ひ、その事務のため委員を設置する、委員は主として現在の方面委員に囑託し、尙婦人をも加へること」とありますが、「婦人を加へること」位ひでは足りない。その殆んど全部が婦人でなければならない。女性としての生活に充分經驗のある婦人のうちから最適任者を選出して、母子扶助法は運用されなければならない。

同時に、監督を怠らないようにして、「貰へるからいゝ」と云ふような、怠け者を造らないように、生んでも世話になれるからと云ふような橫着者を造らないように注意するのも肝要であります。

法律的誤診

——竹內女史の受難に附て——

現代文明の最高且つ最善な特長は社會正義の發達であります。社會正義は太陽のように現代人を輝し、現代人は此の社會正義を翹望して居ります。

一切の社會設備は此の社會正義を實現しようとするものであります。故に、司法行政にしろ、産業行政にしろ、其の他一切の社會設備は此の社會正義を無視してはならない。公私共に此の社會正義に觸れる事實があるならば、國家としても個人としても何處までも其れを正さなければならない。

國家的の權能を持つ公人が此の社會正義を無視したことによつて幾度も／＼革命が勃發したことは世界の歴史が證明してゐます。

政府の任務は結局消極的で、國民の保護と云ふことになつてしまう。これを傳統的に云ふならば、國民の生命財産、及び、勞働の結果の享有、即ち、國民の幸福を保護することで、これを現代化すれば、政府の任務の最大事は國民個個の名譽を保護する、これが社會正義の眼目とする處です。故に、一朝、官憲が個人の名譽を毀損した場合ひ、國家が其の賠償に任ずることは不可能でも、その毀損された名譽回復の方法は講ずべきである。不當に名譽を毀損された被害者をあくまでも保護することが現代化した國家の任でなければならない。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

かくして、政府が社會正義を實行し、國家に對する國民の忠節を培養することによつて最も貴むべき現代文明の花、官民一致の美を實現することが出來る。

今までは、政治上の正義が最高位にあつて、司法上の正義は其の次位にあつた。けれども、今日に於ては、その政治上の正義の上に社會正義が擡頭して來た。そこで、政治上及び司法上の正義が壓迫を受けた時には、その社會正義が共れを擁護することになつてゐる。そして、この社會正義の主張が通る處が文明國と稱さるゝのです。

が、この社會正義が我が國に於てはあまりに度々無ざんにも蹂りんされてゐます。そして、過般、信州上田の檢事局が井出病院長竹内茂代女史に對してとつた强制處分事件など其の亂暴

なる例の冠たるものであります。

それは昭和四年一月九日であつたと云はれてゐます。夫と稱する一人の男が、妻と稱する臨月の腹をかゝへた一人の女を連れて來て竹内女史に診察を乞ふた。診察して見ると、腎臟炎のため全身に浮腫を來し、氣息奄々、しかも既でに產道は開いてゐた。云ひ直せば、お產は既でに始まつてゐた。

女史が醫者としての充分なる手當をして後、入院後三日目に分娩があつたが、母體が既でに病態であつたのと逆產であつたゝめに嬰兒は窒息してゐた。數十分間に亘り人工呼吸を施したがツイに其の目的は達せられず、そこで、竹内女史は嬰兒の死亡診斷書と共に死體を夫と稱する男に引き渡した。產婦は其の後經過快く、十數日の後全快して退院した。

この產婦が、後に、女史を非常に苦しめるこ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

とになるとは神ならぬ身の女史が知る由もなく、この産婦に關する事柄の凡ては女史の頭から消失してしまつてゐました。

信州千曲川の沿岸に一つの嬰兒死體が漂着してゐた。坂城署は全力を擧げて沿岸村落の戸口調べを行ひ、最近姙婦で腹の小さくなつたものを片つぱじから探した處、西澤じゆんと云ふ未亡人が情夫との間に出來た兒を何處かで生み落して來たと云ふことが探知された。早速檢擧して取調べた處、それは竹内女史が扱つた産婦であつた。上田檢事局は直ちに勾引狀を發して刑事を上京せしめ、竹内女史及び其の他の關係者を連行し、墮胎罪の被疑者として强制處分で上田刑務所に收容したのでした。

强制處分を受けた竹内女史の驚きはどんなであつたでせう。取調べを受けるに當つて、女史が扱つた姙婦は僞名で診察を乞ふたこと、嫡出兒と信じてゐたのが私生兒であつたこと、女史が正式な死亡診斷書を與へたにも拘らず、本人は世間體を恥じて埋葬の手續きをとらなかつたこと等を始めて知つた女史の驚きは實に呼吸も止まる程であつたと想像されます。

取調べの結果結局、竹内女史の生ませた嬰兒と千曲川の沿岸に漂着した嬰兒とは別であること、及び、それは決して墮胎ではなかつたと云ふことが判明して、嫌疑は晴れたのでありますが、一體、『嫌疑は晴れた！――晴天白日の身となつた！』と云つて私達は歡喜して一切を水に流して平然として居られる問題でこれがあるでせうか？

『檢事が犯罪の疑ありと認めれば直ちに此の强制處分を執行して刑務所に入れて一切外部との

連絡を斷ちそれから攻め落そうとする。十日間有ゆる手段を以て取調べ、いよ／＼犯罪の事實がないと判ると不起訴だと云つて歸へし、何等補償の責任が國家にないのですから、全く斬り捨て御免の感があります。だから、そこへぶつかつた者の災難と申より外ありますまい—

と、竹内女史自身は云はれるし、その外、仄聞する處によると、檢事局が墮胎罪と豫斷するに至つたに付ては、その嬰兒が不義の子であるし、埋葬の手續きがとつてないし、且つ、當の產婦が田舍女の無知の結果、墮胎と分娩とを同じものと心得て答辯し、消毒藥を墮胎劑と思ひ、尿をとるカテーテルを墮胎用の棒と稱し、產兒に人工呼吸が施されたのを以て、ひつぶるつて殺したなどゝ、悉く竹内氏に不利な供述を爲し、その外、四圍の情況が全く犯罪構成の舞臺に出來て居つたので止むを得なかつたとも云はれてゐます。

けれども私の問ひたい處は、墮胎と分娩との別さへも知らないような無知な女の云ふことをもつて、何故に竹内女史の一身を左右したかと云ふ點であります。醫師としては第一人者であり、娘としては母堂に孝、妻としては御良人に貞、愛孃のためには慈母、しかも、多くの社會事業に參加されて居られるので、此の過度期に當り、多事多端な我が婦人界が女史に期待する處が多い。

今日の社會の最大なる不幸は、有力なる指導者が少ないと云ふことでありますが、暗夜の星のように少ない指導者の一人であられる竹内女史を我が婦人界から家庭の中心であり光りであられる其の家庭から女史に生命を托してゐる無數の患者から、理不盡にも竹内女史を拉致して

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

行つた。腐敗した世の中の明星である女史自身を、無知蒙昧な女の言葉によつて腐敗の仲間と目し刑務所に監禁した。これが不正で無くて何でせう。云ふかも知れません。「竹內女史がそんな方であられることを檢事局は知らなかつた」と。けれども、竹內女史が名醫であり、善良な主婦であり、社會事業に深く貢献されてゐると云ふ事實は隱されてある事柄ではない。目をあいてゐる者の凡てが見、聞く耳を持つ者の皆聞いて知つてゐる事柄です。

世人が知つてゐる事柄を檢事局が知らないで、もし、知らないのならば一應調べても見ないで、そして、憲法によつて保證されてある國民の自由を蹂りんして、それで、職責を盡したと云へるものでありませうか？

專制政治時代であつて、官廳の行動に一定の規矩標準なく、時に應じ、事によりて、放恣任意に處分して行く時代であるならいさ知らず。法治國をもつて誇り、文明國をもつて任じてゐる我が日本國にさう云ふ馬鹿氣た不正が行はれてゐてもいゝものかどうかを私は一般國民に問ひたいのです。

不法な監禁に肉體的にも精神的にも非常な苦痛を味はれた、其の外に社會的には名譽を毀損され、その上に、勿論一時的ではありませうが、患者を失つた。つまり、醫者としての職業を奪はれたかたちになつた。そして、それは何に原因するか？

もし、官憲にして、人の名譽の重んずべきをわきまへ、善良なる國民の生活安定と云ふことを配慮する聰明さがあるならば、まだ、犯罪事實の有るや無しやも分らない先きに、この事件を新聞記者の耳に入れる筈ではなかつた。

官憲は輕卒にも或る新聞記者の耳へ入れた。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

無責任な或る新聞は全く事實に反したでたらめを面白おかしく書き立てた。世間はアッと驚いた。

「目くら千人目あき千人」と云ふが、事實は目くら千九百九十何人、目あき十人にも足りない世間は御氣の毒にも竹内女史に疑ひの目を投げた。大部分の患者は女史の許を離れて行つた。

でたらめ記事掲載をこと〻する新聞の罪惡や大なりであります。

此の事件を簡單にして云ふならば、官憲の輕卒と新聞の無責任が憲法によつて保證されてある國民の自由と名譽と生活を蹂りんしたのです。

明治大帝は、國家の隆昌と國民の慶福とを御中心の欣願をされ、その隆昌と慶福とを保證するために不磨の大典、憲法を宣布されて國民の自由及び生活の安心を保證されたのです。

その不磨の大典を無視し、善良且つ有力なる國民の生活を脅すとは何たる不忠、何たる罪惡であるでせう。

とは云へ、私は、この度竹内女史がこうむつた損害を國家が賠償せよとは云はない。新聞に慰藉料を出せとは云はない。お互ひ様に不完全な人間のするあやまちに對して一々金で償ふことの不可能を私は知つてゐます。又、あやまちを仕出來した人を其の職務から追ふ、即ち、免職させた處が其れは免職させられた當人が苦しめられるだけで、被害者に何等の利益が行くわけではないから其れも不必要。

たゞ、せめては、官憲と新聞に其の罪の償ひとして、雪辱の充分なる方法をとつて頂きたいと思ひます。

肉體的に受けた苦痛、經濟的にこうむつた損

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

害は、これは災難であつたと被害者にあきらめて頂くとしても、せめては、毀損された名譽の回復だけには官憲と新聞は努力しなければならない。

もし、それも出來ないと云ふならば、そして、社會正義の主張を通すことが出來ないとならば、我が國は文明國と云ふ名稱を附す資格がないことになる。

我が大日本帝國の名譽のために、國民の生活に安心を與へるために、國民思想に危險要素を釀造しないために、官憲は其の輕卒なる行動に對する賠償として、或る新聞は其の無責任なる記事に對する謝罪として毀損された竹内茂代女史の名譽回復に努力されることを私は要求したいのですが、――名譽回復と云つても非常にめんどうなことではない。それが間違ひであつたと公表すればよい――併し、この一文は其れを目的としたのではなく、むしろ、此の事件の當事者竹内女史が檢事との口約を重んじ、絶對の沈默を守つて居られますので、めくら千九百九十人、めあき十人の世間には事件の眞相が明瞭とならず、單に、取調べのために連れて行かれたことをもつて、もう、罪を犯したのであるかのように曲解して、從つて、女史の不名譽ばかりでなく、女史の職業の上に非常な不利益がありますので、友人としての私は拱手傍觀に耐へられず、事件の眞相を一般に御知らせするために此の一文を書きました。

官憲を責め、或る新聞を攻撃するのが目的ではなく、事情をハッキリさせて、女史の上にかゝつた疑惑の雲を取り拂ひたいと云ふ一念から私の目に映じた事件の眞相やら感想やらを卒直に書いたわけで御座います。

編輯の後

竹内茂代女史が信州上田へ連れて行かれなさつたことを知るとすぐに四谷婦人會は常任幹事連名で次の慰問狀を御送りしました。

竹内樣

月にかゝつたむら雲はいつまでも其處に止まつてゐるものではない。やがて、晴れて明皎々たる光りを放つようになるのは大自然の法則です。

ですから、私共は心配はして居りません。くやしいだけです。そして、此の寒さにおからだはと氣づかつてゐます。

けれども、昔から偉人なる精神がよく肉體を支配して、ことなきを得た例は澤山ありますので、聰明なあなた、勇氣凛々たるあなたはキツト精神の御力でおからだを安全にお保ちになることを信じてゐます。私達幾人かの此の思ひだけでもお體におつゝがない筈です。

與へられた盃がにがければにがい程、後の甘い盃がより甘いより味ひあるものだと云ふことをお思ひになつて、この苦難の幾時かを微笑をもつてお過しになりますようかげながら一同お祈りしてゐます。

そして、層一層お元氣な笑顏で、ことの顛末を私共にお話し下さいます時を一時千秋の思ひで私共はお待ち申上げて居ます。

大自然の法則は正しく其の歩を進めて、竹内女史は今は從前の通り、あのハツキりした頭腦と確かなお手で診療に從事して居られます。そして四谷婦人會は一度失つた一つの明星を取りかへして、會内の空氣はいやが上にも輝いてゐます。

本誌定價表（臨時）

一冊	金十錢	送料五厘
六冊	前金五十五錢	（送料共）
十二冊	前金壹圓	（送料共）

昭和四年五月廿三日印刷納本
昭和四年六月一日發行

東京市四谷區南伊賀町四一
編輯兼發行人　山田嘉吉
東京市牛込區若松町五四
印刷人　大杉直次郎
東京市四谷區南伊賀町四一
發行所　婦人と新社會社
振替東京五三六八八番